

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		責任技術者の登録替えに係る登録の抹消
根拠法令及び条項		新座市指定下水道工事店規則第19条第2項
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査	関係条項	<p>新座市指定下水道工事店規則第19条</p> <p>1 第15条第3項又は第18条第4項の規定により既に本市に登録を受けている責任技術者は、協会に属する他の市町村組合（協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合をいう。以下同じ。）に登録替えを申請することができる。</p> <p>3 他の市町村組合に登録されていた責任技術者で、本市に登録替えを希望するものは、登録抹消の日から2か月以内に、新座市排水設備工事責任技術者登録申請書に他の市町村組合が交付した排水設備工事責任技術者の登録抹消に関する証明書及び第15条第2項第1号の書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の登録替えによる登録期間は、第17条の規定にかかわらず、それまでの登録の残存期間とする。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	形式審査で足りるため、審査基準の設定は不要である。
基準	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）